

海上保安庁告示第四百四十八号

海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第十四条第四項の規定に基づき、巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日

海上保安庁長官 鈴木 久泰

巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示の一部を改正する告示

巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第三号及び」を削り、「長大物件えい航船等」を「物件えい航船等」に改め、同項第三号中「全長」を「長さ」に改め、同項第十三号中「連絡方法」を「連絡手段」に改める。

第三条第一項第一号中「超短波無線電話」を「VHF無線電話」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

巨 大 船  
準 巨 大 船  
危 険 物 積 載 船 航行予定通報  
物 件 え い 航 船 等

年 月 日

(1) (通報の名あて)

殿 船長の氏名 \_\_\_\_\_  
提出者の氏名及び連絡先 \_\_\_\_\_

海上交通安全法（以下「法」という。）第22条の規定により、下記のとおり通報します。

(2) 船舶の名称及び総トン数		(3) 船舶の長さ	メートル
	トン	(4) 最大喫水 (巨大船に限る。)	メートル
(5) 積載している危険物の種類及び種類ごとの積載量（危険物積載船に限る。）			
(6) 引き船の船首から物件の後端まで又は押し船の船尾から物件の先端までの距離（物件えい航船等に限る。）			メートル
(7) 物件の概要 (物件えい航船等に限る。)			
(8) 仕向港（仕向港の定まっている船舶に限る。）			
航行しようとする航路の区間 航路に入ろうとする日時及び航路から出ようとする日時（時刻の表示は24時制による。）	航路名(9)（区間）		(10)(11) 月 日 時 分
	航路	から	入る日時
		まで	出る日時
	航路	から	入る日時
	まで	出る日時	
航路	から	入る日時	
	まで	出る日時	
航路	から	入る日時	
	まで	出る日時	
(12)(13)海上保安庁との連絡手段（船舶局のある船舶にあつては、呼出符号又は呼出名称）			
(14)伝達者の氏名又は名称及び住所			
備 考			

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
  - 2 「巨大船」とは法第2条第2項第2号の船舶をいう。
  - 3 「準巨大船」とは法第22条第2号の船舶をいう。
  - 4 「危険物積載船」とは法第22条第3号の船舶をいう。
  - 5 「物件えい航船等」とは法第22条第4号の船舶をいう。
  - 6 航行しようとする航路の区間は、「全区間」、「南口から4番ブイまで」のように記載すること。
  - 7 (7)の物件の概要には物件の種類、長さ、最大幅、最大の高さ等を記載すること。

## 附 則

### （施行期日）

1 この告示は、港則法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十二年国土交通省令第十四号。以下「改正省令」という。）の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。ただし、次項の規定は、改正省令附則第一条ただし書に掲げる規定の施行の日（平成二十二年六月一日）から施行する。

### （経過措置）

2 港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十九号）附則第二条の規定に基づき行う通報については、この告示の施行前においても、この告示による改正後の巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示の規定を適用する。